

各都道府県知事 殿

厚生労働省健康局長
(公印省略)

予防接種法施行令の一部を改正する政令及び新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令の施行について（施行通知）

予防接種法施行令の一部を改正する政令（平成25年政令第288号）及び新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成25年政令第291号）については、平成25年9月26日に公布され、平成25年10月1日から施行されることとなったところである。

その改正の内容は下記のとおりであるので、十分了知の上、貴管内市区町村に対する周知方お願いする。

記

1 予防接種法施行令第11条から第13条まで、第17条、第21条、第24条及び第26条に規定する給付の額

(1) A類疾病に係る定期の予防接種及び臨時の予防接種（予防接種法（昭和23年法律第68号）第6条第3項に規定する臨時の予防接種（以下「第三項臨時予防接種」という。）を除く。）

	改正前の額	改正後の額
ア 医療手当		
月8日未満の入院又は月3日未満の通院	33,600円	33,300円
月8日以上入院又は月3日以上通院及び同一月の入通院	35,600円	35,300円
イ 障害児養育年金		
1級（年額）	1,520,400円	1,509,600円
2級（年額）	1,215,600円	1,207,200円

ウ	障害年金		
	1級（年額）	4,860,000円	4,825,200円
	2級（年額）	3,888,000円	3,860,400円
	3級（年額）	2,916,000円	2,896,800円
エ	死亡一時金	42,500,000円	42,200,000円

(2) B類疾病に係る定期の予防接種

	改正前の額	改正後の額
ア	医療手当	
	月8日未満の入院又は月3日未満の通院	
	33,600円	33,300円
	月8日以上入院又は月3日以上通院 及び同一月の入通院	
	35,600円	35,300円
イ	障害年金	
	1級（年額）	2,700,000円
	2級（年額）	2,160,000円
ウ	遺族年金	2,361,600円
エ	遺族一時金	7,084,800円

(3) 第三項臨時予防接種

	改正前の額	改正後の額
ア	医療手当	
	月8日未満の入院又は月3日未満の通院	
	33,600円	33,300円
	月8日以上入院又は月3日以上通院 及び同一月の入通院	
	35,600円	35,300円
イ	障害児養育年金	
	1級（年額）	1,183,200円
	2級（年額）	945,600円
ウ	障害年金	
	1級（年額）	3,780,000円
	2級（年額）	3,024,000円
	3級（年額）	2,268,000円
エ	死亡一時金	
	生計維持者である場合	33,100,000円
	生計維持者でない場合	24,800,000円

2 新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法施行令第3条から第5条まで、第8条及び第10条に規定する給付の額

	改正前の額	改正後の額
ア 医療手当		
月8日未満の入院又は月3日未満の通院	33,600円	33,300円
月8日以上入院又は月3日以上通院及び同一月の入通院	35,600円	35,300円
イ 障害児養育年金		
1級（年額）	1,183,200円	1,174,800円
2級（年額）	945,600円	939,600円
ウ 障害年金		
1級（年額）	3,780,000円	3,753,600円
2級（年額）	3,024,000円	3,002,400円
エ 遺族年金		
生計維持者である場合	3,310,000円	3,280,000円
生計維持者でない場合	2,480,000円	2,460,000円
オ 遺族一時金		
生計維持者である場合	33,100,000円	32,800,000円
生計維持者でない場合	24,800,000円	24,600,000円

3 本改正による給付の額の変更は、平成25年10月1日から施行されるものであること。

4 平成25年9月以前の月分の各種健康被害の救済給付並びに同月30日以前の死亡に係る死亡一時金及び遺族一時金の額については、なお従前の例による。